かわそえＦＣ（かわそえフットボールクラブ）　規約

第1章　総則

第１条

本団体の名称は、かわそえＦＣ（以下、当クラブ）とする。

当クラブを支える３つの柱である、

①　「学業とサッカーはひとつ」と考え、自ら学び、学業もサッカーも頑張る

②　チームでの活動を通じて社会に必要とされる人になることを目指す
　　例えば、「挨拶ができる」「約束を守る」「常にチームの為に行動できる」

③　サッカーを通して、自ら考え行動できる自立した人になることを目指す

を「理念」に掲げ、少年少女の心身の健全な成長を目指すことを目的とする。

第２条

この規約は、当クラブが入会に適すると認めた者（以降会員とする）、指導員（以降コーチとする）の活動の原則になるものである。

第３条

当クラブの運営の為に会費等を徴収するが、当クラブは営利を目的にするものではない。

第４条

当クラブの活動拠点は佐賀県佐賀市に置く。

第５条

当クラブの活動は、会員及び、コーチを中心にして行う。

第2章　組織

第６条

当クラブは、当規約を理解し賛同した会員及び、コーチからなる。

第７条

当クラブの最高意思決定機関は、当クラブの全コーチによるコーチ会とする。

第3章　会員

第８条（入会資格）

中学生及び小学生とする。

第９条（入会手続き）

当クラブに入会できる者は、当規約に賛同した者で、当クラブの事情により公式戦等に参加及び出場できない場合があることを承諾し、スポーツを行うに適した健康状態である者とする。

入会を望む者は、所定の入会申込書に必要事項を記入、当クラブの承認を得た上で会員となる。

第 10 条（入退会）

入退会の時期は、原則として年度初め入会、年度末退会とする。中学校卒業による退会以外の場合、1 か月前までに書面にて退会の旨を通知しなければならない。

退会の際、会費等の返還は行わない。

第4章　その他

第 11 条（保険の加入）

会員は、入会と同時に公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入する。対象となる事故の範囲は、当クラブでの活動中及び、当クラブへの往復中となる。

第 12 条（責任事項）

会員は、当クラブの活動において、当クラブの諸規則及びコーチの指示に従い、自己責任において行動するものとし、盗難、傷害その他事後についても当クラブ及びコーチに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

第 13 条（学校生活の確認）

当クラブは、当規約第 1 章第 1 条に「学業とサッカーはひとつ」という理念を掲げている。定期的に成績表等の提出を求め、著しく成績の低下等がみられる場合、コーチ会にて協議の上、一時的に当クラブ活動への参加を停止する場合がある。

第 14 条（強制退会）

当クラブの会員及びその保護者として不適切な言動や行動が確認された場合、コーチ会にて協議の上、強制的に退会を命じる場合がある。強制退会時、会費等の返還は行わない。

第 15 条（規約及び諸規則の遵守）

会員は当規約及び、当クラブが別に定める諸規則を遵守しなければならない。

第 16 条（年度及び施工）

年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。本規約は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

第 17 条（規約の改正）

規約の改正は、最高意思決定機関であるコーチ会で協議し、代表が決定、随時改正することができる。

第 18 条（会計報告）

当クラブの会計報告は、原則として年度末に行い、会員及びその保護者に公表する。

附則 1　本規約は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附則２　本規約は令和４年２月１日に改正し、施行する。（入会資格の改正）
　【旧】第８条（入会資格）中学生とする。
　【新】第８条（入会資格）中学生及び小学生とする。